

京都市告示第 4 9 8号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
水垂上桂線	伏見区久我東町 2 番地の 7 地先から	旧	メートル 13.60	メートル 7.28 ~ 7.52
	同町 2 番地の 181 地地先まで	新	13.60	7.28 ~ 7.52

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 令和 3 年 4 月 1 日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
千本通	南区上鳥羽塔ノ森東向町 84 番地の 5 地先から	旧	メートル 19.00	メートル 6.70 ~ 11.65
	同町 85 番地の 2 地先まで	新	19.00	10.40 ~ 12.30
上鳥羽 11 号線	南区上鳥羽塔ノ森東向町 78 番地の 3 地先から	旧	161.20	6.10 ~ 15.00
	同町 73 番地の 1 地先まで	新	186.00	6.54 ~ 15.00
上鳥羽経 67 号線	南区上鳥羽塔ノ森東向町 74 番地の 1, 74 番地の 2, 77 番地, 88 番地の 1, 88 番地の 2 合地地先から	旧	0.00	15.29
	同区上鳥羽塔ノ森洲崎町 22 番地の 2 地先まで	新	5.70	15.59 ~ 15.77

上鳥羽経90号線	南区上鳥羽塔ノ森東向町74番地の1, 74番地の2, 77番地, 88番地の1, 88番地の2合地内	旧	17.10	15.29 ~ 16.02
		新	11.40	15.59 ~ 20.52
上鳥羽緯1号線	南区上鳥羽塔ノ森東向町84番地の5地先から 同区上鳥羽塔ノ森洲崎町3番地の5地先まで	旧	204.00	6.65 ~ 9.56
		新	200.90	6.54 ~ 10.10

3 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
久世20号線	南区久世大藪町180番地の1地先から	旧	メートル 63.90	メートル 6.26 ~ 6.50
	同町182番の1地先まで	新	63.90	6.26 ~ 6.50
川島緯1号線	西京区川島玉頭町54番地地先から	旧	17.10	3.92 ~ 4.09
	同町57番地の8地先	新	17.10	4.03 ~ 6.60
松尾山田緯25号線	西京区山田中吉見町1番地の23地先から	旧	28.40	7.66 ~ 7.73
	同町山田中吉見町1番地の1地先まで	新	28.40	7.66 ~ 7.73
石田緯18号線	伏見区森南町51番地の1地先から	旧	57.10	1.82 ~ 4.02
	同町46番地の25地先まで	新	57.10	4.02 ~ 8.21

(建設局土木管理部道路明示課)